

兵庫県公報

平成19年3月13日 火曜日 第1857号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続等（自治情報課）	1
○争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	2
○同 上（同）	3
○土地改良区清算人の就任の届出（農地整備課）	3
○市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○同 上（同）	4
○平成10年兵庫県告示第899号（農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の公示） の一部改正（農地調整室）	4
○兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧場所及び閲覧に関する規程（技術企画課）	5
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	8
○東播都市計画公園事業の認可（公園緑地課）	8
○道路の位置指定（建築指導課）	9
○昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	9
○北摂地区新住宅市街地開発事業（西地区）の工事完了（公園都市整備課）	9

公 告

○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	10
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	10

警察本部公告

○落札者等の公示	11
----------	----

告 示

兵庫県告示第252号

次の手続等について、平成19年3月15日から、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができることとするので、同規則第3条の規定に基づき公示する。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

条 例 等	規 定	手 続 等 の 内 容
1 食品衛生に関する基準及び営業の手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）	第15条第3項前段	休業の届出
	第17条前段	営業管理者の設置の届出
2 クリーニング業の届出手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第13号）	第4条第3項	検査確認の再交付の申請

3 漁船の建造等の許可及び漁船の登録の手続を定める規則（昭和38年兵庫県規則第128号）	第9条	登録票の検認の申請
	第10条第1号	登録事項の変更の登録の申請
4 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第70号）	第12条	営業管理者の設置の届出
5 浴場業の許可手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第71号）	第5条	営業管理者の設置の届出
6 兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）	第8条第1項	漁業の許可の申請

~~~~~

兵庫県告示第253号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成19年2月28日に、神戸市長田区腕塚町3丁目2番2号新長田サンヨービル2階兵庫県医療労働組合連合会執行委員長長谷川せい子から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

兵庫県医療労働組合連合会が主張する次の事項について

医療・福祉労働者の「社会的役割にふさわしい賃金水準」の実現のための賃上げ、職能給等あらゆる査定反対及び増員に関する要求ほか

2 日時

平成19年3月15日午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 尚生会湊川病院           | 神戸市兵庫区湊川町3-13-20             |
| 同 アネックス病院         | 同 市北区山田町下谷上字中一里山14-1 しあわせの村内 |
| 医療法人寿栄会有馬高原病院     | 同 市同区长尾町上津4663-3             |
| 済生会兵庫県病院          | 同 市同区藤原台中町5-1-1              |
| 姫路医療生活協同組合姫路共立病院  | 姫路市市川台3-10                   |
| 同 姫路共立歯科診療所       | 同 市亀山212-3                   |
| 同 網干診療所           | 同 市網干区和久2-2                  |
| 神戸医療生活協同組合協同歯科診療所 | 明石市大蔵谷狩口台192-3               |
| 同 ひまわり診療所         | 同 市二見町東二見大郷183-1             |
| 同 きたすま歯科診療所       | 神戸市須磨区妙法寺荒打314-1             |
| 同 神戸協同病院          | 同 市長田区久保町2-4-7               |
| 同 いたやどクリニック       | 同 市同 区庄山町1-9-12              |
| 同 いたやど歯科          | 同 市同 区庄山町1-9-18              |
| 同 番町診療所           | 同 市同 区三番町2-6-3               |
| 同 みつわ診療所          | 同 市同 区腕塚町2-2-5               |
| 神戸健康共和会生田診療所      | 同 市中央区下山手通9-1-3              |
| 同 大石川診療所          | 同 市灘区篠原南町5-1-1               |
| 同 東神戸診療所          | 同 市中央区八雲通6-2-14              |
| 同 柳筋診療所           | 同 市同 区神若通4-2-24              |
| 同 東神戸病院           | 同 市東灘区住吉本町1-24-13            |
| 尼崎医療生活協同組合生協病院    | 尼崎市南武庫之荘11-12-1              |

|   |                 |   |                  |
|---|-----------------|---|------------------|
| 同 | 生協歯科診療所         | 同 | 上                |
| 同 | 萌クリニック          | 同 | 尼崎市南武庫之荘10-62-17 |
| 同 | 戸ノ内診療所          | 同 | 市戸ノ内町3-29-8      |
| 同 | 戸ノ内歯科診療所        | 同 | 上                |
| 同 | 潮江診療所           | 同 | 尼崎市下坂部1-7-7      |
| 同 | 東尼崎診療所          | 同 | 市杭瀬北新町1-13       |
| 同 | 長洲診療所           | 同 | 市長洲西通2-19        |
| 同 | ナニワ診療所          | 同 | 市神田中通9-291       |
| 同 | 本田診療所           | 同 | 市大庄西町2-29-15     |
|   | 宝塚医療生活協同組合良元診療所 |   | 宝塚市大成町10-45      |
| 同 | 高松診療所           | 同 | 市御所の前町15-21      |
|   | 兵庫医科大学篠山病院      |   | 篠山市山内町75         |
|   | 明石市医師会立明石医療センター |   | 明石市大久保町八木743-33  |
|   | 医療法人内海慈仁会有馬病院   |   | 西宮市山口町下山口1637-5  |

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独または併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。

兵庫県告示第254号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成19年3月5日に、川辺郡猪名川町北田原屏風岳3番地今井病院労働組合執行委員長上原恵子から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。  
平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

今井病院労働組合が主張する次の事項について

賃上げ、定期昇給、一時金に関する協定の締結、大幅増員、夜勤制限の協定化・制度化の実現、週休2日制の実施に関する要求ほか

2 日時

平成19年3月16日午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

川辺郡猪名川町北田原屏風岳3番地 今井病院内

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独または併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。

兵庫県告示第255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。  
平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

神岡土地改良区

| 氏名   | 住所             |
|------|----------------|
| 川村治之 | たつの市神岡町沢田336番地 |
| 中口弘司 | 同 市神岡町筒井256番地  |
| 田口龍彦 | 同 市神岡町上横内223番地 |
| 森崎正良 | 同 市神岡町西鳥井111番地 |
| 田淵敏樹 | 同 市神岡町北横内95番地  |
| 横野久夫 | 同 市神岡町奥村16番地   |
| 松原敏夫 | 同 市神岡町西横内57番地  |

|   |   |   |   |   |              |
|---|---|---|---|---|--------------|
| 森 | 口 | 眞 | 人 | 同 | 市神岡町大住寺823番地 |
| 寺 | 田 | 輝 | 雄 | 同 | 市神岡町寄井325番地  |
| 谷 |   | 則 | 雄 | 同 | 市神岡町野部303番地  |
| 野 | 村 |   | 孝 | 同 | 市神岡町田中138番地  |
| 岡 | 本 | 武 | 司 | 同 | 市神岡町追分242番地  |
| 竹 | 内 |   | 豊 | 同 | 市神岡町東贅崎534番地 |
| 寺 | 田 |   | 勝 | 同 | 市神岡町寄井175番地4 |
| 井 | 原 | 正 | 勝 | 同 | 市神岡町沢田744番地3 |

## 兵庫県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市の名称 | 事業名                          | 地区名  | 縦覧の期間                    | 縦覧の場所 |
|------|------------------------------|------|--------------------------|-------|
| 豊岡市  | 基盤整備促進事業（農地等高度利用促進事業・担い手育成型） | 戸島地区 | 平成19年3月13日から<br>同年4月2日まで | 豊岡市役所 |

## 兵庫県告示第257号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定下ので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市の名称  | 事業名           | 地区名   | 縦覧の期間                    | 縦覧の場所           |
|-------|---------------|-------|--------------------------|-----------------|
| 南あわじ市 | 基盤整備促進事業（一般型） | 生子上地区 | 平成19年3月13日から<br>同年4月2日まで | 南あわじ市役所<br>三原庁舎 |

## 兵庫県告示第258号

平成10年兵庫県告示第899号（農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の公示）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

表10アールの項中「神戸市北区及び西区のうち、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年神戸市条例第10号）第8条により農業保全区域及び集落居住区域に指定された区域」を「神戸市、伊丹市、宝塚市のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域」に改め、「同郡八千代町の区域であった区域」の右に「、姫路市のうち、家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域」を加え、「、平成17年11月6日において同郡神崎町のうち」を「、大字上小田」に、「大字猪篠の区域であった区域」を「大字猪篠の区域」に改め、「、平成16年10月31日において氷上郡青垣町の区域であった区域のうち」を削る。

表20アールの項中「神戸市東灘区、同市灘区、同市中央区、同市兵庫区、同市長田区、同市須磨区、同市垂水区、」を削り、「芦屋市」の右に「、伊丹市」を加え、「及び姫路市のうち、平成18年3月26日において飾

磨郡家島町の区域であった区域」を削る。

表30アールの項中「宝塚市、川西市」を「宝塚市のうち、都市計画法第7条第1項による市街化区域以外の区域、三田市、川辺郡猪名川町」に、「姫路市」を「姫路市（家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域を除く。）」に、「（平成17年11月6日において同郡神崎町のうち）」を「（大字上小田）」に、「大字猪篠の区域であった区域」を「大字猪篠の区域」に改め、「赤穂郡上郡町」の右に「、佐用郡佐用町」を加え、「朝来市、丹波市のうち、平成16年10月31日において水上郡山南町の区域であった区域」を「朝来市、篠山市、丹波市（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域以外の区域及び平成16年10月31日において水上郡市島町の区域であった区域を除く。）」に改める。

表40アールの項中「川辺郡猪名川町、三木市（平成17年10月23日において美囊郡吉川町の区域であった区域を除く。）」、「、 宍粟市のうち、平成17年3月31日において宍粟郡千種町の区域であった区域、佐用郡佐用町」、「、丹波市のうち、平成16年10月31日において水上郡柏原町、同郡水上町及び同郡春日町の区域であった区域並びに同郡青垣町の区域であった区域のうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域、洲本市のうち、平成18年2月10日において津名郡五色町の区域であった区域、南あわじ市のうち、平成17年1月10日において三原郡南淡町の区域であった」及び「及び同郡北淡町」を削る。

#### 兵庫県告示第259号

兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧場所及び閲覧に関する規程を次のように定める。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧場所及び閲覧に関する規程

（趣旨）

**第1条** この規程は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧等に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所の場所）

**第2条** 登録簿の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）は、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課とする。

（登録簿の閲覧時間等）

**第3条** 閲覧所における登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 閲覧所の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

3 知事は、登録簿の整理その他の理由により必要があると認める時は、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を伸縮し、又は休日を設けることがある。

4 前項の規定により臨時に閲覧時間を伸縮し、又は休日を設けるときは、その旨を閲覧所に掲示する。

（閲覧の手続）

**第4条** 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧簿に必要事項を記入して閲覧の申請をしなければならない。

（登録簿の持ち出し禁止）

**第5条** 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

（閲覧の拒否又は停止）

**第6条** 知事は、登録簿の閲覧を申請し、又は閲覧している者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該閲覧を拒否し、又は当該閲覧の停止を命ずることができる。

- (1) この規程又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれのある者
- (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

（兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の写しの交付申請）

**第7条** 法第23条第1項の規定に基づき、登録簿の写しの交付を受けようとする者は、別記様式による兵庫県

大深度地下の使用の認可に関する登録簿の写し交付申請書を、知事に提出しなければならない。

- 2 登録簿の写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用を、別に定めるところにより負担しなければならない。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の写し交付申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所  
氏名

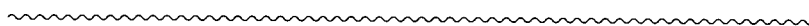
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第23条第1項の規定に基づき、下記により、兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の写しの交付を申請します。

記

|                       |                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 使用の認可を受けた<br>地域の名称  |                                                                                                                                                                                                        |
| 2 使用の認可を受けた<br>事業者の名称 |                                                                                                                                                                                                        |
| 3 使用の認可の年月日<br>及び認可番号 |                                                                                                                                                                                                        |
| 4 写しの用途               |                                                                                                                                                                                                        |
| 5 写しを申請する<br>箇所および部数  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部を_____部</li> <li>・その他（希望する頁と部数）</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> |
| ※                     |                                                                                                                                                                                                        |

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。



## 兵庫県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年3月13日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                              |    |                 |              |    |
|--------------|------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                 | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>室津志築線  | 淡路市大谷字高部2177番1から<br>同市大谷字高部2175番まで | 旧  | 3.0から<br>4.0まで  | 52.0         |    |
|              |                                    | 新  | 4.0から<br>11.0まで | 51.0         |    |

## 兵庫県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年3月13日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                    |    |                  |              |    |
|--------------|------------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>町分久美浜線 | 豊岡市出石町宮内字上田462番2から<br>同市出石町坪井字宮ノ脇309番3まで | 旧  | 4.0から<br>13.0まで  | 1,154.0      |    |
|              |                                          | 新  | 4.0から<br>13.0まで  | 1,174.0      |    |
|              |                                          |    | 10.0から<br>59.0まで | 1,122.0      |    |

## 兵庫県告示第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規程により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
加古川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画公園事業  
3.3.205号 池田公園
- 3 事業施行期間



変更前 平成元年12月26日から平成19年 3月31日  
 変更後 平成元年12月26日から平成21年 3月31日

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし

兵庫県告示第 263 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 なお、その関係図書は、平成19年 3月13日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置                     | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-------------------------------|---------------|---------------|
| 第H18淡路位置<br>0009号 | 19. 2. 28        | 淡路市志築字黒田768番 1 の一部、770番 2 の一部 | 6.00          | 38.00         |

兵庫県告示第 264 号

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、平成19年 1月29日から適用する。

平成19年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3 の表中

|                             |   |   |
|-----------------------------|---|---|
| 兵 庫 県 信 用 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 | 同 | 上 |
|-----------------------------|---|---|

を

|                             |   |   |
|-----------------------------|---|---|
| 兵 庫 県 信 用 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 | 同 | 上 |
|-----------------------------|---|---|

備考 ただし、マルチペイメントネットワークを利用した方法により兵庫県公金を収納する場合は、日本国内に所在する営業所において、その事務を取り扱えるものとする。

に改める。

兵庫県告示第 265 号

新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づき兵庫県が施行している北摂地区新住宅市街地開発事業（西地区）のうち、11住区 1 工区 A 及び11住区 1 工区 B について工事が完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、兵庫県企業庁地域整備局公園都市整備課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公 告

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成19年2月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人かさがた文化交流センター

イ 代表者の氏名 柳瀬 龍吉

ウ 主たる事務所の所在地 神崎郡市川町上牛尾94番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、市川町及び周辺住民に対して、生涯学習及び地域・世代間交流の支援に関する事業を行い、地域の諸問題を住民が自らの手で解決できる地域づくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成19年2月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人訪問理美容サービス・ドリーム

イ 代表者の氏名 安田 光徳

ウ 主たる事務所の所在地 川西市花屋敷1丁目17番26号

エ 定款に記載された目的

この法人は、要介護者等に対する出張理容・美容サービス提供、要介護者等に対する理容・美容サービスに関する講習会・セミナー開催、及び理容・美容サービスを志す児童養護施設入所者等に対する技術習得研修会開催に関する事業を行い、高齢者、障害児・者や身寄りのいない子どもたちとその支援者をはじめとする全ての人々が、美しく生きがいを持って暮らせる地域社会の創出に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成19年2月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人楽邦神戸

イ 代表者の氏名 荒木 比呂美

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区宮本町1-21 宮本町ビル3F

エ 定款に記載された目的

この法人は、子供から大人まで幅広い人々を対象にフリースクール等学習支援事業、心理カウンセリング事業、高齢者・障害者等の家事援助事業及び講演会等開催事業を行い、すべての人が心身ともに健康で文化的な生活を送ることが可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神崎郡福崎町南田原字南東野1122番1

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市辻井1丁目1番23号  
株式会社赤鹿建設 代表取締役 赤鹿竜夫
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成18年5月8日  
兵庫県指令中播(建)第1-4号(17福崎)
- 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
養父市八鹿町上綱場字上川原309番1、309番4から309番7まで、309番10から309番15まで
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市亀山字石ヶ坪231番地2  
株式会社山陽 代表取締役 金城ミナ子
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成18年10月13日  
兵庫県指令但馬(建3)第1-3号(18養父)

**警察本部公告****落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成19年3月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井誠史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県警察本部庁舎用電気 予定電力量6,670,000キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札を決定した日  
平成19年2月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東京都港区芝公園1丁目8番12号 株式会社エネット
- 5 落札金額  
91,095,576円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争
- 7 入札公示をした日  
平成19年1月16日